

## 時短意識を高めよう 6月13日(土)は統一土曜閉所日

### 建設産業(日建協)と土曜閉所運動

1980年頃

すべての日曜を休む取り組みをはじめ  
日曜日の作業所平均閉所率 57.6%  
まだ土曜日は休日ではない



1990年頃

第2・第4の土曜閉所をはじめ  
1991年から1993年頃までにほとんどの  
加盟組合企業が完全週休2日制導入  
日曜日の作業所平均閉所率 76.7%  
土曜日の作業所平均閉所率 12.3%



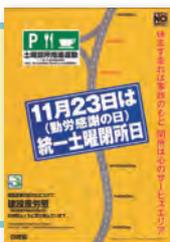
2000年頃

第2・第4土曜日を軸に、閉所運動続く  
完全週休2日制導入後、  
日曜日の閉所率 約80%を推移  
土曜日の作業所平均閉所率 19.5%



2002年11月23日

初めての統一土曜閉所運動  
第4土曜日に実施 閉所率 46.0%  
土曜日の作業所平均閉所率 20.6%



2009年6月13日(土)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が社会に浸透しつつあるなか、日建協も「心と体の休息」の気づきとなるよう、所定外労働時間削減にむけた活動として、統一土曜閉所運動を継続しています。労使一体となった活動として、回を重ねるごとに閉所率も向上しています。昨年6月は6割の作業所が閉所できました。組合員一人ひとりが休暇について考え、時短意識を高めることが大切です。



6月 統一土曜閉所ポスター

### 週休2日制の変遷を思い出してみよう

1980年頃

土曜日を休日とする週休2日制が広く採用されるようになる

1989年2月4日

銀行など、金融機関の土曜日の窓口業務を中止  
1983年8月から1989年1月までは第2土曜日のみ窓口業務を中止、それ以外の土曜日は午前中のみ窓口業務を行っていた。



1992年5月1日

国家公務員が完全週休2日制を実施



2000年

ハッピーマンデー開始  
特定の月曜日を祝日とする制度(祝日が重なったときのみ)



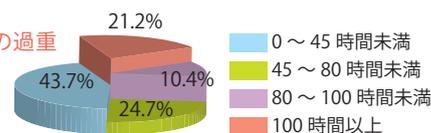
2002年4月

公立学校で土曜日を休日とする完全学校週5日制が実施される(それまでは第2、第4土曜日のみが休日。第2は1992年9月以降、第4は1995年以降実施。)



### 時短アンケート結果について

日建協共通目標  
月100時間以上の過重労働をなくす

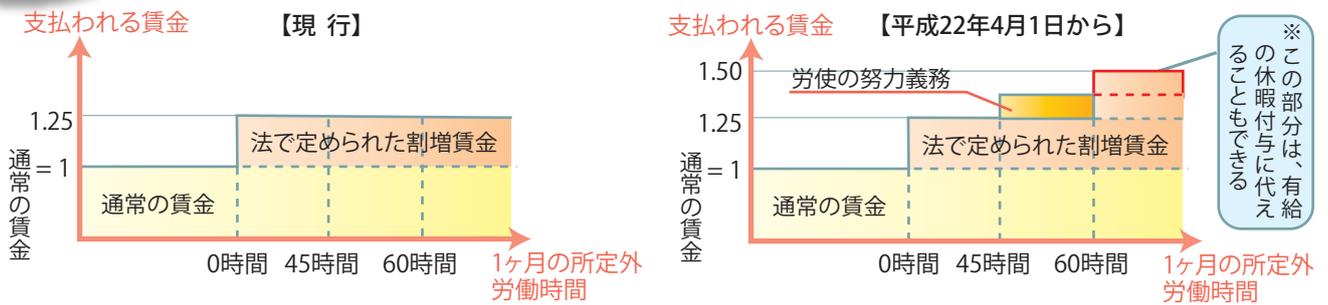


今回のアンケート結果を見ると、まだまだ月100時間以上の過重労働者が20%以上もいます。日建協ではその過重労働をなくすため、行政機関・発注者団体・業界団体等へ所定外労働時間削減に向けての働きかけを行っています。貴重な時間を割いて本調査にご協力いただいた組合員の皆様に、心よりお礼申し上げます。なお、結果の詳細は日建協ホームページに掲載しています。(www.nikkenkyo.com)

# 労働基準法が変わりました

どう  
変わった?

## ① 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます



現行では、所定外労働時間の長さに関係なく、一律 25% の法定割増賃金率となっていますが、これからは、0～45 時間までは 25%、45～60 時間までは 25% を超える率（労使努力義務）、60 時間以上 50% が法定割増賃金率となります。なお、労使協定を結ぶことで 60 時間を超える部分のうち、改正法による引き上げ分（上図では、50%-25% 以上の部分）の割増賃金の引き上げに代えて、有給の休暇を付与することもできます。（代替有給）

※ 代替有給の詳細は改正法の施行までに厚生労働省令で定められます。

## ② 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります



現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが（注）、労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。（注）日単位とは、午前0時から午後12時までの暦日単位をさします。なお、半日単位の年休付与について、労働者がその取得を希望し、使用者もこれに同意した場合には、適切に運用される限り問題がないという通達が出ています。

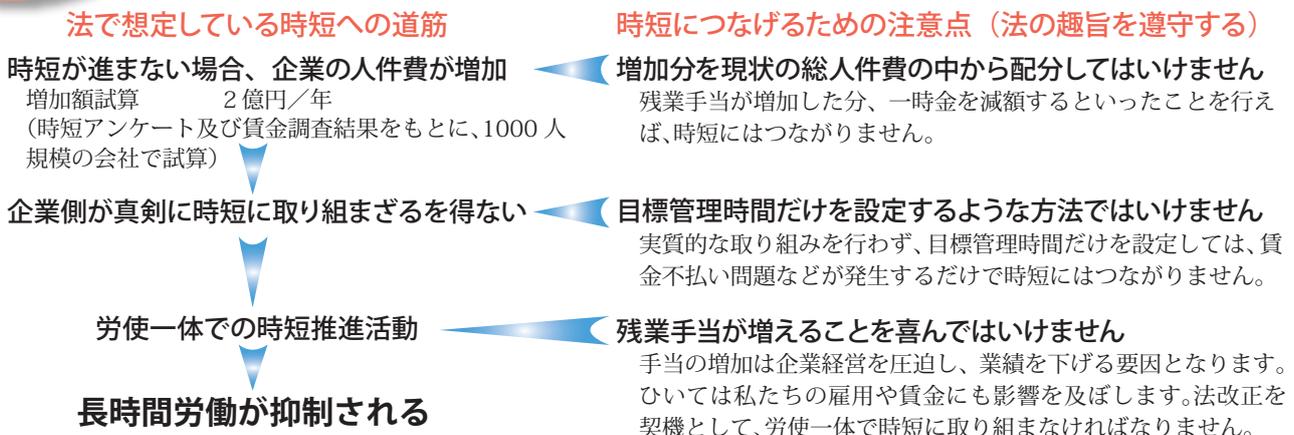
どうして  
変えたの?

### 法改正の趣旨

- 長時間労働を抑制し、（時短）
- 健康を確保する
- 仕事と生活の調和がとれた社会を実現する

なぜ時短  
につながる?

### 「割増賃金率の引き上げ」を時短につなげるために



いつから?

### 平成22年4月1日から施行されます

法の施行まで1年を切っています。法改正の趣旨を理解し、法を遵守するために労使での協議が必要です。